

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 井上 明夫

1 日 時

令和3年3月4日（木） 午前10時37分から
午後 0時06分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、大友栄二、御手洗吉生、阿部英仁、木田昇、藤田正道、河野成司、
猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

衛藤博昭、嶋幸一、戸高賢史、堤栄三、荒金信生、末宗秀雄、小川克己

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第38号議案のうち本委員会関係部分、第40号議案、第41号議案、第50号議案及び議員提出第1号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症について、議員提案による政策条例の効果の検証について及び大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子
政策調査課政策法務班 主査 甲斐諒子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和3年3月4日（木）本会議終了後
場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係

(1) 付託案件の審査

議員提出第1号議案 大分県手話言語条例の制定について

第38号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第9号）

（本委員会関係部分）

第40号議案 令和2年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第41号議案 令和2年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

(2) 諸般の報告

①新型コロナウイルス感染症について

②議員提案による政策条例の効果の検証について（大分県がん対策推進条例）

(3) その他

3 病院局関係

(1) 付託案件の審査

第50号議案 令和2年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

4 生活環境部関係

(1) 付託案件の審査

第38号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第9号）

（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①議員提案による政策条例の効果の検証について（大分県飲酒運転根絶に関する条例）

②大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正について

(3) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査に入ります。

まず、議員提出第1号議案大分県手話言語条例の制定について、政策検討協議会から、嶋会長、戸高委員、堤委員、荒金委員、末宗委員、小川委員、衛藤委員に出席の上、説明を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、そのように決定します。

それでは提案者の入室をお願いします。

〔嶋会長以下政策検討協議会関係議員7名入室〕

井上委員長 それでは、議員提出第1号議案大分県手話言語条例の制定について、政策検討協議会会長である嶋議員から御説明いただきます。

嶋委員外議員 議員提出第1号議案大分県手話言語条例の制定について、概要を御説明します。

さきほど本会議で提案理由の説明をしたので、重複するところもあるかと思いますが、条例の具体的な内容を含めて御説明します。

議案の2ページをお開きください。

条例の内容については、前文と本文全16条からなっています。前文では、条例を制定する必要性を述べています。

3ページを御覧ください。

第1条では条例の目的を、第2条では基本理念を定めています。第3条では県の責務を、第4条及び第5条では県民及び事業者の役割を定めています。

4ページを御覧ください。

第6条から第16条までは、具体的な取組と

して、施策の策定及び実施、手話を獲得し、又は習得する機会の確保、手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信等、手話通訳者等の養成等、手話通訳者の派遣体制の整備、学校等における取組、事業者への支援、手話に関する調査研究、手話の普及等にあたっての配慮、財政上の措置について、それぞれ定めています。

5ページをお開きください。

理由です。手話の普及等について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、もって全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するため、条例を制定したいので提出します。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いします。

井上委員長 ありがとうございました。

次に、本議案について、執行部の御意見を求めたいと思います。

廣瀬福祉保健部長 大分県手話言語条例の制定について意見を申し上げます。

さきほど御説明のあった本条例案は、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す取組を後押しするものであり、条例の趣旨は県の施策と軌を一にするもので、議員提案による条例制定を大変心強く感じています。

県では、聴覚障がい者の意思疎通支援のため、手話通訳者等を養成するとともに、手話通訳者等の派遣やスマートフォン等を活用した遠隔手話通訳サービスを実施するなど、聴覚障がい者の社会参加の促進に取り組んでいます。

また、来年度は、こうした取組を引き続き実施するとともに、手話に対する県民の理解促進のため手話がより身近に感じられる動画の作成や、ふだん、生活の中で利用する機会が多く、聴覚障がい者が意思疎通で苦労しているコンビニや病院等の職員が手話を学べるよう動画を作

成するなど、手話の普及等を進めることを予定しています。

今後とも、県議会の御理解と御協力をいただきながら、手話に対する理解の促進等、手話の普及が進むよう取り組んでいきたいと考えています。

井上委員長 提出者及び執行部の双方から説明をいただいたので、これより質疑に入ります。

本議案については、既に各会派内で十分調整していただいているので、委員を代表して私から1点だけお聞きすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 手話言語条例は既に多くの県で制定されていますが、本県の条例案の特徴について、改めてお聞かせください。

嶋委員外議員 条例案の主な特徴として、2点御説明します。

1点目は、ろう者とろう者以外の方が歩み寄りながら共生することを基本理念としたことです。手話はコミュニケーション手段であり、ろう者とろう者以外の方との懸け橋になることが期待されることから、コミュニケーションに必要な精神として「歩み寄り」という言葉を盛り込んでいます。

2点目は、手話の普及等にあたって、手話以外のコミュニケーション手段を使用する聴覚に障がいのある人と、外国人のろう者に対する配慮を規定したことです。聴覚に障がいのある人の中には、中途失聴者など手話を使用しない方もいることから、そういった方へ十分に配慮することが必要です。また、手話は国や地域によって異なるため、日本の手話を使えない外国人のろう者への配慮についても規定しています。

こういった点が、他県の条例にはない、本県の条例案の特徴となっています。

井上委員長 ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、聴覚に障がいのある人の困難と手話の重要性が浮き彫りになりました。

ぜひ、執行部には取組の充実をお願いしたいと思えます。

それでは、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

嶋会長をはじめ、政策検討協議会の皆さんは、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

〔嶋会長以下政策検討協議会関係議員7名退室〕

井上委員長 次に、第38号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 それでは、第38号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、福祉保健部関係について御説明します。

今回の補正第9号では、新型コロナ対策をはじめ、国の第3次補正予算の成立に伴うものなど、所要の補正予算を計上しています。

新型コロナ対策関連予算については、今回の3月補正予算案を含めて、年度内に7度にわたって編成してきました。

この間、委員の皆さま方におかれては、御指導、お力添えをいただいたことに、改めて深くお礼申し上げます。

引き続き、感染拡大防止対策に万全を期していくので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。

福祉保健部関係の補正第9号の予算額は、表の左上、区分の上から2段目、福祉保健部部計の①3億173万1千円です。

既決予算にこれを加えた福祉保健部の現計予算額は、一番下の段の②1,420億3,789万1千円となります。

なお、この現計予算額のうち、新型コロナ対策関連予算は、合計で419億円、全体の29.5%を占めています。

主要な各事業の詳細については、担当課長から説明します。

幸福祉保健企画課長 委員会資料の2ページを御覧ください。

番号1、生活福祉資金貸付事業費、補正予算額28億350万円です。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の生計等の維持を図るため、特例貸付を実施する大分県社会福祉協議会に対し、貸付原資等を追加補助するものです。

この特例貸付については、貸付期間の延長など国の制度改正等に伴い、追加補正を行ってきましたが、今般、受付期間が令和3年3月末まで延長されるとともに、総合支援資金について、借入済みの世帯に対して、最長3か月分の追加貸付、通算では最長9か月分の貸付けが可能になったこと等に伴い、増額計上するものです。

一丸医療政策課長 続いて、3ページをお開きください。

番号2、災害医療体制整備推進事業費、補正予算額2億1,991万7千円の減額です。この事業は、災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害医療に従事する人材の育成を図るとともに、医療機関の施設整備に要する経費を助成するものです。

具体的には、まず、今般の国の第3次補正予算の成立を受け、二次救急医療機関等に対する非常用自家発電設備の整備やブロック塀の改修等に要する経費の一部を助成するもので、4,064万4千円を追加計上するものです。

また、災害拠点病院における設備整備等に要する経費について、執行に伴う減額補正2億6,056万1千円を行うものです。

藤内感染症対策課長 続いて、4ページを御覧ください。

番号3、感染症予防対策事業費、補正予算額19億4,245万3千円です。この事業は、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の強化等を図るものです。

新型コロナの医療提供体制については、県内の医療機関等の御協力をいただきながら、診療・検査医療機関の確保や、感染者や疑い患者の

受入病床の確保などに積極的に取り組んできました。受入病床数については、現在367床まで拡充することができました。

今回の補正は、そうした医療提供体制の強化に伴い、重点医療機関等における高度医療設備や診療・検査医療機関における診療設備などの設備整備、受入医療機関の病床を確保するために要する経費等を追加計上するものです。

また、ワクチン接種を円滑に進めるため、コールセンターの設置等を行うほか、高齢者福祉施設等におけるクラスター対策としての検査キット配布などに必要となる経費も計上しています。

黒田高齢者福祉課長 続いて、5ページをお開きください。

番号4、介護サービス基盤整備事業費、補正予算額2億402万円の減額です。この事業は、地域の介護サービスの充実を図るため、市町村が実施する介護施設の整備等に対し助成するものです。

具体的には、まず、国の第3次補正予算の成立を受け、介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、生活空間の区分けなど、いわゆるゾーニングを行う経費の一部を助成するもので、5,750万円を追加計上するものです。

また、市町村における介護施設等の整備数が計画を下回ったことから、執行に伴う減額補正2億6,152万円を行うものです。

河野こども・家庭支援課長 次に、番号5、二豊学園施設改修事業費、補正予算額4,826万8千円です。この事業は、二豊学園内の寮について、ウィズコロナも見据えた生活環境の改善の早期実現を図るため、施設の改修を実施するものです。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、寮の居室の個室化及び浴室の個別化に係る経費を計上するものです。

藤丸障害福祉課長 次に、番号6、障がい者福祉施設整備事業費、補正予算額1億256万4千円です。この事業は、障がい福祉サービスの充実を図るため、障がい者福祉施設等の整備に

対し助成するものです。

具体的には、国の第3次補正予算の成立を受けて、障がい者福祉施設の耐震化や非常用自家発電設備の整備等に係る経費の一部を助成するものとして、追加計上するものです。

幸福祉保健企画課長 お手元の追加議案書の15ページをお開きください。繰越明許費補正について、一括して御説明します。

今回、福祉保健部から補正をお願いするのは、3福祉生活費のうち6事業と、次ページ、4保健環境費のうち5事業の計11事業で、合計24億1,258万6千円です。

繰越しを予定している各事業の繰越理由としては、国の第3次補正予算の受入れや、新型コロナにより工期等に影響が及んだことなどが主な要因となっています。

具体的には、まず15ページの1社会福祉費のうち、1番目、3番目及び5番目の生活福祉資金貸付事業費10億円、障がい者福祉施設整備事業費9,712万9千円、介護サービス基盤整備事業費6,589万3千円、2児童福祉費のうち、2番目の二豊学園施設改修事業費4,826万8千円、次の16ページの4医務費のうち、1番目の災害医療体制整備推進事業費5,001万2千円については、さきほど、担当課長からの補正予算概要の説明にもあったとおり、国の第3次補正予算等を活用して、助成や整備を行うものであり、補正予算の計上とあわせて事業費を繰越しするものです。

15ページに戻っていただき、1社会福祉費のうち、4番目の老人福祉施設整備事業費6,572万1千円、2児童福祉費のうち、1番目の子育て支援対策充実事業費1,107万4千円、次のページの1公衆衛生費の感染症予防対策事業費8億3,341万6千円、3保健所費の保健所等施設整備事業費1億5,257万1千円、4医務費のうち、2番目及び3番目の地域医療介護総合確保施設設備整備事業費95万1千円、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入体制確保事業費8,755万1千円については、コロナ禍での感染対策として、工事施工従事者の人数を制限したことによる工期の延長や

機材の納入等に不測の期間を要することなどから、来年度に事業費を繰り越すものです。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

藤田委員 資料の3ページの災害医療体制整備推進事業費の中で非常用自家発電設備の整備等がありますが、対象の医療機関がどうなっているのか、非常用発電機の整備状況が医療機関においてどのような状況なのか、もし把握していればお教えください。

一丸医療政策課長 まず、主に義務付けがされているのが災害拠点病院で、県内に14か所あります。

災害拠点病院に求められるのが、電力と水の確保です。電力の確保については、通常業務の6割程度の電力を3日間保有することと、そのための燃料確保も必要となります。また、水の確保についても、3日間病院が稼働できる貯水装置を確保することとされています。

令和元年7月以降、災害が続いたこともあって、こういった要件が求められることとなり、その整備期限が今年度末までとなっていました。

状況ですが、電力に関しては、14病院のうち1病院が今年度電力の燃料タンクの増設工事を行って、要件を満たすこととなっています。

貯水については、2病院が3日間稼働できる貯水タンクをそろえていなかったんですが、要件にただし書があって、所在地の市町村と優先的な給水協定を結ぶことでOKですよというのがあります。この2病院については、今年度、市町村と優先給水協定を結んで、OKということになっています。

そういったこともあり、今年度は病院の状況から工事を見送ったところがあって、減額となっています。

増額については、非常用の発電装置は、今回の補正で2病院から上がってきています。その他非常用の通信設備とか給水設備の強化、浸水対策、ブロックウエイト、こういった事業について各病院から要請が上がっており、その対応です。

藤田委員 災害拠点病院の14病院についても非常用電源は全て配備されていると考えていいのか、それ以外の病院については義務付けられていないということでもいいのか。それらの非常用電源の配備状況を把握されているか、お尋ねします。

一丸医療政策課長 災害拠点病院については、14病院全て電力の確保は終わっています。

それ以外の病院については、恐れ入ります、今手元に資料がないので、また後ほどお渡しできればと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

河野委員 ワクチン接種に係るコールセンターの設置について伺います。

ワクチン接種については実施主体は市町村ということで、実際に市町村から接種系統の配布が徐々に今準備されている最中ですが、このワクチンの接種について、住民から具体的な情報提供を求める声に応えるためのコールセンターの設置——大分市等はまだ設置していますが、市町村が設置するための補正予算なのか、あるいは県で一つコールセンターを設けるのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

藤内感染症対策課長 コールセンターですが、ワクチン接種に関する住民からの問合せ——例えば、いつクーポンが届きますかとか、どこに行けばいいですか、予約方法はどうすればいいですかといった接種の手續に係る問合せ等は、市町村がその相談窓口を設置することになっています。

今回、補正予算に計上しているこのコールセンターは、例えば、接種した後、皆さん副反応を心配しているんですが、どういう副反応があるんですかとか、それはどれくらい深刻なものですか、私はこういう持病があるんですけども、打って大丈夫でしょうかといったワクチン接種に係る専門的な質問に対して答えるコールセンターを県で設置するための費用です。具体的には、こうした専門的な相談に対応できるところに委託する委託費として準備を進めています。

河野委員 既に御案内のとおり、市町村からは

実際に国から配分されたワクチンが県によってどのように市町村に配分されるかを早く知らせしてほしいという声はかなり強く上がっているやに思いますが、ここで言う県のコールセンターについては、そういった部分の相談という形ではないですね。

要するに、市町村としては県からの配分が示されない限り、いつ頃、どのような形で、誰を対象にして実施できるのかが確定しないんだという声が上がっているわけですが、これは国に対しては県から同様の趣旨の要求、要望が上がっているやに思いますが、実際、厚労省からは、いつ、何箱分来るとか、そういう話が徐々に出てきています。

そういったことで、県が実際に市町村に対してどういう配分基準を持っているのかというのがありますが、このコールセンターはそういったことではなく、あくまでも住民、県民からの問合せということでもいいのか。

藤内感染症対策課長 委員の御指摘のとおりで、このコールセンターはあくまで住民からのワクチン接種に係る問合せで、市町村から県に対して、そのスケジュールであったり、あるいは優先的にどういう人たちから接種するかといった相談は県の感染症対策課にワクチン接種チームを置き、その中にそれぞれ市町村担当者を決めて、個別に丁寧に対応しています。

御手洗委員 感染予防対策ですが、社会福祉法人の場合はいろいろと組織もあって、指導もあります。高齢者施設の場合は株式会社や有限会社やNPO法人があるわけで、そういうところの指導はどう徹底するのか。個々に県からのいろいろな助成も対象になっていると思いますが、そこをちょっと。

藤内感染症対策課長 先に私が答えて、高齢者福祉課が補足します。

御指摘のように、株式会社であったり、NPO法人であったり、高齢者施設の設置主体は様々です。その中で特に新型コロナの施設内感染対策について、確かに少し施設によって差があるので、特に不安があるという施設については、県の看護協会や感染管理認定看護師——感染対

策の専門的な知識や技術を有する看護師がそれぞれの施設に出向いて指導したり、あるいはそのための研修の動画を提供したりという形で対応する準備は整えています。

黒田高齢者福祉課長 追加ですが、私どもは、株式会社の有料老人ホームとかも含めて、社会福祉施設に限らず、様々な新型コロナ対策に係る情報提供については、全て皆さまに御連絡しています。今年度、新型コロナウイルス感染症対策に伴うかかり増し、感染対策費用で追加的にかかる支援金の交付もしていますが、そういったところも株式会社がされている高齢者施設も含めて、全て対象となっています。

また、今回、介護サービス基盤整備事業費で新たに説明したゾーニングに係る費用補助も対象となっています。

御手洗委員 対策について温度差があるのではないかなと思うので、そこのところは出向いて指導とか今やっているということなんでしょうけれども、ただ、厳しくとは言わないけれども、社会福祉法人と同じ形での指導徹底は行うべきだと思うので、その取組というのはぜひお願いしたいと思います。

猿渡委員 福祉施設への迅速診断キット配布ですが、これは既に配布している分に加えてという意味なのか、少し具体的に教えてください。

藤内感染症対策課長 補正で組んでいるこの迅速診断キット配布1億4千万円は、既に配布している分に加えて、実際のクラスター対策の効果を検証しながら、必要に応じて追加配備できるように確保した予算です。

実は今回、2月に1,500の施設に約3万回分配分しましたが、この後、さらに追加で2回配分できるだけの補正額1億4千万円を確保しています。

猿渡委員 既に配布した規模で、さらに2回配布できる、合わせて3回分確保という意味ですね。

廣瀬福祉保健部長 すみません。修正させてください。

既に配布した分と、残りあと1回分です。

猿渡委員 あと1回。

廣瀬福祉保健部長 はい。トータル2回分の配布額を今想定しています。さきほども答えたように、まず1回目の効果をしっかりと検証し、必要性をよく見極めながら追加配布する予定です。

猿渡委員 ありがとうございました。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、第38号議案の採決は生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第40号議案令和2年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

木内国保医療課長 委員会資料にお戻りいただき、6ページを御覧ください。

番号1、第40号議案令和2年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明します。

今回の補正は、歳入、歳出ともにそれぞれ24億1,574万1千円の増額で、既決予算額にこれを加えた累計は、1,218億6,108万2千円となります。

補正の主な内容は、令和元年度に国から交付を受けた国庫支出金の精算に伴い、令和2年度に国へ返還する償還金を追加するものです。

歳入の主なものは、繰越金33億401万6千円の増額です。これは、令和元年度決算による剰余金で、さきほど説明した国庫支出金等の精算に使用する財源や、来年度以降の安定的な国保財政の運営を図るための財源等に活用するものです。

また、諸収入16億589万円の増額ですが、これは、令和元年度に市町村へ交付した保険給付費等交付金の精算に伴い、令和2年度に市町村から返還される償還金を追加するものです。

次に、歳出の主なものは、総務費33億5,666万4千円の増額です。これは、令和元年度の国庫支出金の精算に伴う償還金の追加や、繰越金のうち、国庫支出金の精算財源を差し引いた残りを、財政安定化基金へ積み立てること

によるものです。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 今、コロナ禍で診療控えが多い関係で、国民健康保険税を引き下げようかという市町村もあるかと思いますが、その辺の状況がもし分かれば教えてください。

木内国保医療課長 国民健康保険税の引下げについては、いくつか検討しているという話を聞いていますが、現在、確実に確認できているのは3市——臼杵市、津久見市、国東市が議案を提案していたと思います。そのほかいくつか検討しているという状況を確認しています。

猿渡委員 ありがとうございます。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第41号議案令和2年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

河野こども・家庭支援課長 同じく、6ページの番号2を御覧ください。第41号議案令和2年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について説明します。

母子父子寡婦福祉資金は、経済的基盤が弱いひとり親家庭などの経済的自立とその児童の福祉向上のため、無利子または低利子で必要な資金を貸し付けるものです。

今回の補正は、歳入、歳出ともにそれぞれ435万2千円の増額で、既決予算額にこれを加えた累計は、2億1,135万9千円となります。

歳入の主なものは、繰越金392万8千円の増額です。これは、令和元年度から令和2年度への繰越金が見込みを上回ったこと等によるも

のです。

歳出については、歳入の増額に伴い、貸付枠の増額を図るなど、あわせて増額補正をしています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 いろいろな制度もあると思うので、周知をしっかりとしながら、大変な状況の家庭をしっかりとサポートしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

①について説明をお願いします。

藤内感染症対策課長 では、お手元に新型コロナウイルス感染症の現状についてというA4縦のホッチキス止めの資料があるので、それを御覧ください。

まず、昨日、県内の新型コロナウイルスの感染症が落ち着き、やっとステージIに戻った旨、宣言しました。

お手元の資料に沿って、まず、世界の状況から発生状況を簡単に説明します。

世界では1億1,439万人の感染者が出ていますが、実は1月から6週間続けて世界的にも感染者が減ってきており、1週間当たり500万人新規感染者が出た状況が、250万人まで順調に減ってきました。しかし、ここへ来て直近1週間、7週間ぶりに僅かですが上昇に転じています。その背景には、世界的に感染力の強い変異株ウイルスが流行の主流になりつつある地域がある、そうしたことが要因としてあげ

られています。

国内の各地域の発生状況については別の資料で御説明します。

県内の発生状況ですが、これまでに1, 294人、昨日の1人を入れると1, 295人ですが、入院が21人、宿泊療養中が3人、入院調整中が1人、1, 248人の方が無事に退院され、残念ながら21人の方が亡くなられたという状況です。

その下に1日ごとの感染状況を示していますが、2月22日から1人、あるいは2人、あるいは0といった状況がここ10日間続いています。

右側にこれまで県内で発生した25のクラスターの状況を示していますが、幸い、特に最近、1月になって発生した高齢者施設のクラスターについても、それぞれ収束に向かいつつある状況です。

では、次のページを御覧ください。

全国の発生状況です。赤い折れ線グラフで示したものが1週間の平均です。1月に緊急事態宣言が出て以降、順調にこの1週間の平均の感染者数が減ってきましたが、この赤い折れ線グラフを見て分かるように、ここへ来て少し緩やかになってきています。こうした全国における感染者数の減少が鈍くなってきているところが大変心配されます。

県内の状況ですが、県内第3波は12月上旬に一つの山、そして一旦12月下旬に向けて少なくなりましたが、年末、そして年明けから、さきほど御紹介したようなクラスターの発生もあって大きなピークを迎えた状況です。幸いそれも順調に下がってきています。

一番下は県内の入院患者数の推移です。これは入院、宿泊療養、調整中の方も含めた総数です。1月28日に190人を記録しましたが、現在それが25人まで下がってきている状況です。

では、次のA4横の資料を御覧ください。

これは県内の新型コロナウイルスの感染状況の評価するステージ表です。冒頭申したように、昨日、ステージIに戻ったことを宣言しました

が、指標である重症者用病床利用率はここのところ0が続いているし、病床利用率も2月25日に10%未満になって以降、1週間ずつこの10%未満を維持しています。

感染経路不明者は、1週間当たりの感染者が7人と少なくなったことから——先週3人が感染経路不明ですが、割合的には少し大きな数字になります。感染経路不明者割合は、感染者数が10人以上の際に評価指標として活用することとしています。

人口10万人当たりの新規感染者数は、ここのところ1.0を下回って0.6といった状況です。

一番右側のPCRの陽性率は、直近の1週間では0.2%まで下がっています。ピーク時には4%近い数字でしたから、それに比べると20分の1まで下がってきたこととなります。

では、次のページを御覧ください。

全国各地域の感染状況です。一番右側の列の三角の付いた数字を御覧ください。これは直近1週間とその前の1週間を比較したものです。三角が付いているということは、直近1週間がその前よりも下がっている、感染者が減っていることを意味します。

いずれも三角の数字が入っていますが、その三角の数字が小さくなってきています。例えば、神奈川県では0.58とか、千葉県であれば0.89というふうに、さきほど少し下げ止まっていると言いましたが、こうして下がってはきていますが、下がり幅が小さくなってきている状況です。

下の表は九州・沖縄の状況で、佐賀県ですが、実はいち早く感染者が0になり、非常に落ち着いていましたが、カラオケ喫茶等でクラスターが発生したこともあって、また感染者が増えている状況です。

また、沖縄県もこここのところ感染者の増加がちょっと気になる状況になっています。

全国的に感染者は減ってきているものの、今回、首都圏1都3県における宣言が2週間延長の方向で検討されることになり、まだまだ首都圏の感染状況は、この変異株のこともあり、目

が離せない状況です。

次のページを御覧ください。

これは各都道府県の人口10万人当たりの新規感染者数です。千葉県が東京都を抜いて1位になっています。九州各県、網掛けをしていますが、沖縄県が6番目、佐賀県が10番目、福岡県が14番目という状況で、大分県が現在33番目です。

次の6ページ、7ページについては、県内の新規感染者の発生状況や感染経路等を分析したのですが、今日は時間の関係もあるので、それは資料の提供にとどめます。

一番最後のワクチンの接種体制整備について説明します。

一番上段にある医療従事者に対する先行接種は、県下では3医療機関、別府医療センター、南海医療センター、湯布院病院での接種が無事に1回目が終了しました。

御案内のように、全国では昨日、死亡例が1例あったことが報告されました。接種から3日後にくも膜下出血を起こして亡くなったということで、因果関係等についてはこれから検証されることになっていますが、海外でもワクチンが理由でくも膜下出血したという例はありません。今のところ、ワクチンとの直接的な関係の可能性は低いのではないかと見ています。

続いて、優先接種として医療従事者の接種が始まります。県内では来週早々にも始まる予定ですが、今週、明日と明後日2回に分けて、1回目、県内に6箱ほど届きます。さらに、次の3月8日の週に6箱届きます。この医療従事者向けのワクチンは第1回分として12箱、1万1,700人分のワクチンが届くこととなります。ただ、これは接種予定者の5万1千人から比べれば23%にしか相当しません。残念ながらワクチンの供給がこのように十分でないことから、医療従事者向けの優先接種も、まず1回目に届いたワクチンについては、その下にあるように、①の新型コロナの入院治療を行っている38の医療機関の従事者に接種、そして、来週届く第1回の後半分については、外来で新型コロナが疑われる患者を診ている診療検査医療

機関約500か所の従事者に接種を考えています。

それぞれ5,850人分ですが、これは本来それぞれの医療機関従事者の4割に相当する状況です。対象となる医療機関を絞ってもなお皆さんに接種が行き渡らないというちょっと厳しい状況です。

第2回以降届いた分については、残りの方々や救急搬送を担う救急隊員や、実際に積極的疫学調査等で感染者と接する機会がある保健所職員等を考えています。

続いて、一番下の高齢者や高齢者、障害者施設、入所施設の従事者約40万人が次の接種の予定になっていますが、こうした高齢者等へのワクチンとして、4月4日、12日、19日と3週間に分かれて県内に22箱ワクチンが届くことになっています。

これを、実際2回分ですから、人数分に直すと1万725人分になります。40万人予定されていることからみれば3%にも満たない状況です。医療従事者よりもさらに提供されるワクチン数が限られることから、このワクチン、1回目の高齢者向けのワクチンをどのような優先順位をつけて配分するか、市町村とも協議しながら、現在準備を進めています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

木田委員 ワクチン接種についてお尋ねします。前回もちょっとお尋ねしましたが、医療従事者の範囲、これは昨日の国会か何かでもちょっとやり取りしていたように聞きましたが、今回もワクチンが不足しているということで、医療従事者の中でも優先順位が決められているのかということですね。

それと、既に先行接種された方がいるようですが、アレルギーがあつてとか、私は受けないとか、そういった実際の現場の状況が何か分かるところがあつたら教えてください。

藤内感染症対策課長 まず、医療機関における接種の優先順位です。実際、さきほど御紹介したように約4割しか届かないので、医療機関に

において直接感染者や患者と接触する可能性のある医師、看護師といった職種から優先的に接種することになると思われますが、それはそれぞれ医療機関で御検討いただくことになっています。

それから、実際に先行接種1回目が終わりましたが、詳細な報告は、それぞれ研究班に健康調査の結果が届くことになっており、少なくとも県内の3医療機関でそういう重篤な副反応が起こったということは聞いていません。

また、実際に接種された方やこれから接種する医療従事者の反応です。県内の医療従事者の大体95%が接種を希望している状況で、接種に対して大変肯定的に受け止めていると聞いています。

木田委員 アレルギーの場合に、ワクチン接種した方がいいか、しない方がいいかはっきりしていないような、医学的治験からも出ているようなところが見られますが、食物の場合はだめだ、花粉症ぐらいならいいんだとかははっきりしているのか、教えてください。

藤内感染症対策課長 そのあたりは非常に悩ましいところです。さきほど専門的な相談に対応するコールセンター整備の話をしました。正にそこでそういった質問に答えられるように、治験と言うか、情報もしっかり集積して、そんな心配に答えられるように準備を進めたいと考えています。現時点でこのときは大丈夫だよとまだ言える状況にはないので、そのあたりはしっかり情報を集めたいと考えています。

木田委員 よろしくお願ひします。

井上委員長 ワクチンについて関連です。65歳以上は4月から順次接種するというのですが、65歳というのは、どの時点で65歳ですか。

藤内感染症対策課長 現在は、令和3年度中に65歳になる方から対象になると聞いています。現在64歳でも、令和3年度中に65歳になる方も対象になると聞いています。

河野委員 特に、入所施設にお勤めの方々が、いわゆるクラスター予防のために早期の接種を希望されていると伺っています。入所施設に限

らず、訪問介護の部分も含めてかなり気を遣っている職員の皆さんが、安全に仕事をする上で早く接種ができないかという御相談もありますが、その辺の計画についての国との調整とか、具体的に要望を県からも伝えているか分かりますか。

藤内感染症対策課長 委員が御指摘のとおり、我々も高齢者施設、あるいは障がい者の入所施設の職員については、やはりクラスター対策の観点からも早目の接種が望ましいと考えています。

そこで、ワクチンが確保でき次第、高齢者と同じ優先度で接種することを考えていますが、今、説明したように、ワクチンそのものの供給が限定的なため、施設職員の接種についても、思ったよりもなかなか進められないのではないかと。そのあたりは国に確実なワクチン確保と接種スケジュールを早めに情報提供するよう要望しています。

河野委員 入所施設の従事者がこの数に上がっていることも分かりますが、さきほど言った訪問介護の事業者とか、行くたびに防護服に着替えたり、様々な対策は取るけれども、それが従事者にとって物すごく大きな負担になっているという声も聞きます。そういったことで、ここで言う入所施設の従事者だけではなく、高齢者宅、障がい者宅を訪問する方々について、高齢者グループと同じような段階で接種できないかについては、国は何か回答していますか。

藤内感染症対策課長 つい先日、国が訪問介護従事者も優先接種の対象にするという方向性を打ち出しました。訪問介護従事者がどの辺の順番になるかは、これからまた決まると思いますが、そうした方向で今、動いています。

井上委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、次の報告に移ります。

次は、議員提案により制定された政策条例の検証についてです。

当該条例のうち、福祉保健部所管の条例が三つありますが、その中で制定年度が一番古い、

大分県がん対策推進条例について御報告いただくことにしています。

それでは、②について説明をお願いします。

二日市審議監兼健康づくり支援課長 資料の7ページをお開きください。大分県がん対策推進条例の効果の検証について御報告します。

本条例は、がん予防や医療に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の視点に立ったがん対策を推進することを目的として、平成23年に制定されたものです。大分県がん対策推進計画の5年ごとの改定時には、この条例に基づいて設置したがん対策推進協議会の皆さまから、意見を頂戴しています。

資料の1条例に基づき実施している事業の概要ですが、条項で定められた主な施策について、条例制定前と比較した実績を記載しています。

まず、第7条では、がん検診受診率の向上のための施策を講ずることとしており、無料クーポンの配布等により、受診率は、下の2成果にあるとおり、胃がん等の5大がん全てにおいて向上しています。

次に、第8条で定められているがん医療に関する事業では、医療従事者の育成からがん登録の推進まで、全項目で条例制定前に比べ、施策を充実しています。

最後に、3課題及び4今後の方向性です。さきほど御説明したとおり、各検診受診率は向上していますが、がん対策推進計画の目標値には達していないことから、働き盛り世代のがんの早期発見・早期治療を推進するため、健康経営事業所を中心に県内事業所のがん検診受診率向上を働きかけ、がん死亡者を減少させ、健康寿命日本一を目指したいと考えています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 コロナ禍でがんの治療に対して支障が出ていたりすることはないでしょうか。

二日市審議監兼健康づくり支援課長 確かに治療で通院するのをためらわれたりということもあろうかと思えます。がん検診については、年度の前半にはかなり検診控えがありました。

後半は持ち直してきていますし、各健診センターでもかなり感染防止対策に力を入れています。

それから二つ目、現にがんの治療をされている方々は医療機関でも同じように感染防止対策に力を入れていますし、病院側からも治療を中断しないようにという働きかけもしているので、思ったほど止まってしまっていることはないと考えています。

猿渡委員 分かりました。

井上委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

一丸医療政策課長 さきほど、藤田委員から御質問のあった、医療機関の非常用発電機についてお答えします。

非常用発電機については、災害拠点病院は設置が義務付けられています。それ以外の病院についてですが、昨年11月1日を基準として、12月に調査をしたところ、県内153の病院のうち、133の病院、率にして86.9%に非常用発電機が設置されています。この中には災害拠点病院も含まれているので、これを除くと139病院中119病院、率にして85.6%です。

診療所については、この調べでは、ベッドを有する診療所——有床診療所のみを対象としていて、県内には226の有床診療所があり、そのうち50の診療所で設置されており、率として22.1%となっています。

井上委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもって、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

井上委員長 これより病院局関係の審査に入ります。まず、付託案件の審査を行います。

第50号議案令和2年度大分県病院事業会計

補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 第50号議案令和2年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明します。

議案書は84ページからになりますが、説明はお手元の福祉保健生活環境委員会資料により、御説明します。

資料の1ページをお開きください。

まず、収益的収支予算について御説明します。

(1)の病院事業収益は、2億1,173万3千円を減額するものです。これは、ページの右上の表に記載していますが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、入院、外来ともに、患者数が当初の見込みより減少したことにより、入院・外来収益が減少したことが主な要因です。

次に、(2)の病院事業費用は、2億4,685万9千円を増額するものです。これは、外来化学療法などの特定外来で重症度の高い患者が増えており、薬品費などの材料費が増加したことや新型コロナウイルス感染症の患者等に対応する職員への手当が増加したことなどが主な要因です。

以上により、当期の最終的な収益的収支は、表の下にあるように既決予算額の8,915万2千円に、補正予算額である4億5,859万2千円を減額することで、最終的に税込みで、マイナス3億6,944万円となり、当初予算からは減益となる見込みです。

次に、その下の資本的収支予算について御説明します。

今回の補正ですが、新型コロナウイルス感染症入院医療機関等体制整備に伴い、人工呼吸器等の医療機器を整備するものです。補正予算ですが、表の太枠の補正予算額欄のとおり、一般会計からの補助金を受け入れ、資本的支出の建設改良費を7,448万円増額するものです。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これをもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

井上委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第38号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 それでは、第38号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、生活環境部関係部分について御説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書では、132ページ以降から当部の該当事業がありますが、本日はお手元の福祉保健生活環境委員会資料に沿って御説明します。

資料の1ページをお開きください。

生活環境部関係の歳出予算は、表の項目既決予算の部計①にあるように、131億6,833万4千円に対し、3月補正予算案の部計②10億1,835万9千円の減額で、補正後の令和2年度予算額は、③121億4,997万5千円となります。

次に、補正をお願いしている主な事業について御説明します。資料の2ページをお願いします。

一番上の大分県災害被災者住宅再建支援事業

費2億10万5千円の減額です。これは、令和2年7月豪雨等の災害により、住宅が被災した世帯の方へ行った住宅再建支援の見込みを踏まえ、事業費を減額するものです。

次に、その下、国立公園等施設整備事業費です。これは、久住山避難小屋工事の入札残等に伴う事業費の減額等と、長者原園地を安定的に運営するため、園地内にある民有地を取得する経費です。取得する土地については、別添資料のとおりです。本事業については、これらを合わせ、5,831万7千円の減額となります。

次に、上から3番目の「山の日」記念全国大会開催事業費2,480万5千円の減額です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度予定していた大会を令和3年8月に延期したことに伴い、今年度の事業費を減額するものです。

次に、国補正関連についてです。当部では計5事業1億2,233万6千円となりますが、そのうち主なものを御説明します。

まず、私立高等学校等奨学金給付事業費についてですが、金額は2,619万4千円です。これは、国が、コロナ禍による経済状況も踏まえ、住民税非課税世帯の私立高校生等に対する奨学金単価を増額する経費を第3次補正予算で措置したことに伴い、当該事業費を増額するものです。

次にその下、私立学校学習環境緊急整備事業費についてですが、金額は1,880万4千円です。これは感染拡大防止のため、私立小中高等学校が行う、アルコール消毒液などの衛生用品やアクリル板などの感染防止対策備品の購入等に要する経費に対して助成する事業費を増額するものです。

このほかにも私立学校のトイレ洋式化など衛生環境の改善経費に対する助成や、国立公園の整備に要する経費の追加交付分などを計上しています。

次に、生活環境部関係の繰越明許費補正についてです。同じく、福祉保健生活環境委員会資料の3ページをお開きください。お手元の冊子、令和3年3月大分県議会定例会議案（追加議

案）の15ページ以降に当部の該当事業があります。

生活環境部は追加分8事業、2億6,679万6千円を計上しています。その主な内容を御説明します。

まず、一つ目、小規模給水施設水源確保等支援事業費2,592万2千円です。これは、現地調査の結果に伴うろ過装置の規模などの計画変更や、配管の設置など地元との調整に不測の日数を要したため、繰越しを行うものです。

次に、二つ目、私立学校ICT活用授業推進事業費7,140万5千円です。これは、学校法人が行うタブレット型端末の調達準備等に日数を要したため、繰越しを行うものです。

次に、繰越明許費の変更分について御説明します。

一番下、自然公園施設災害復旧事業費3,842万2千円減額の8,698万3千円です。これは、令和2年7月豪雨で被災した登山道等の工事箇所数の精査等により、あわせて繰越額を減額するものです。

最後に、生活環境部関係の債務負担行為補正について御説明します。議案の36ページをお願いします。

追加事項として、表中1番、消防学校給食業務委託料限度額1,411万3千円です。これは、4月から入校生に対し給食を提供する必要があることから、今年度中に契約手続を進めるため、債務負担をお願いするものです。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 災害対策の関係で、災害被災者住宅再建支援事業、これは半分しか使っていない形になりますが、被災されて大変だった方は多いかと思いますが、なぜこういう状況になっているのか、その理由をどのように考えているのか、教えてください。

首藤防災対策企画課長 まず、予算の規模から御説明すると、予算は4億円組んでいます。過去最大で3億8千万円の支出が出たということで4億円を組んでいます。通常、災害が少ない

と非常に少なく、例えば、昨年度は1,500万円程度の決算になっています。今年度は7月豪雨があった関係で、約9,700万円程度を今、見込んでいます。そのほか過去の災害分が400万円程度あり、約1億円が現時点で支出するだろうという金額です。

補正以降も3月31日までは災害が発生することがあり得るので、約1億円を余分に計上しており、2億円の現計予算になるように、4億円から2億円を引いた補正、マイナス2億円の補正をしている形になります。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これよりさきほど審査した福祉保健部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①ですが、議員提案による政策条例の検証についてです。

当該条例のうち、生活環境部所管の条例が二つありますが、その中で制定年度の一番古い、大分県飲酒運転根絶に関する条例について御報告いただくことにしています。

まず、①について、説明をお願いします。

河野生活環境企画課長 大分県飲酒運転根絶に関する条例の効果等の検証について御説明します。それでは、お手元の資料4ページを御覧ください。

1の条例に基づき実施している事業の概要についてですが、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現を目的として、各種対策に取り組んでいます。

(2) 令和2年度の主な取組状況の①飲酒運

転根絶に向けた県民運動についてですが、毎年開催する県民大会において、飲酒運転根絶の功労者・団体を表彰し、飲酒運転根絶に向けた機運を高めているほか、11月20日から12月20日までの1か月間、飲酒運転根絶キャンペーンを展開しました。期間中の12月11日金曜日の夕方には、大分市中央町の竹町ドーム広場において、コロナ禍で規模を縮小し、飲酒状態における身体機能の低下を認識できる参加・体験型のイベントを開催しています。

②関係機関・団体と連携した取組等については、啓発品を共同で製作し、県民に配布しているほか、ファミリーマートやイオンにおいて、飲酒運転根絶ポスターを12月中掲示していただきました。また、11月20日には、飲酒運転根絶総合対策部会を開催し、アルコール健康障害と飲酒運転の関連をテーマに、官民一体となった取組の強化を図っています。

次に、2の成果(1)飲酒運転による交通事故発生状況についてですが、条例を制定する前年の平成18年の108件に比べると、昨年は約4分の1の29件となっており、一定の成果と考えています。

(2)今後の対策ですが、飲酒運転根絶の浸透化を図るため、継続してより多くの県民に呼びかける参加・体験型イベントを開催するほか、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施していきます。

また、飲酒運転リスクの高い依存症患者やその家族が相談できる窓口の情報提供を行うなど、飲酒運転を未然に防止する対策についても引き続き取り組んでいきます。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑もないので、次に②について、説明をお願いします。

御沓循環社会推進課長 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正について御説明します。お手元の資料5ページをお開きください。

初めに、1現状ですが、県外から産業廃棄物を搬入する場合、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、事前に協議を行うこととなっており、近年協議件数は増加しています。

2課題ですが、県外産業廃棄物の搬入については、近年、減量リサイクル率の低い処理業者への搬入量が増加し、県内最終処分場への搬入量も増加しています。また、県外から搬入される産業廃棄物の中には、最終処分場に埋めることができない許可外品目が混入する不適正事案も発生しています。そこで、減量リサイクル率を向上させ最終処分場の延命を図るとともに、県外排出事業者等に対する監視指導を強化する必要があります。

次に規則改正のポイントです。3主な改善策を御覧ください。①のメリハリの効いた手順でリサイクル率の向上を図っていきます。具体的には、優良認定を受けた県内処理業者のうち、減量リサイクル率の高い事業者への搬入については、事前協議制から事前の届出制とします。これにより、リサイクル率の向上と最終処分場の延命につなげていきます。

次に②のデジタル化の推進です。搬入実績報告書等の定型業務の電子化に対応した様式に改正するなど、事務処理の効率化を図り、確保した時間を活用して、③の県外排出事業者や県内処理業者に対する監視指導をより強化し、適正処理を推進します。

最後に、4施行日についてですが本年4月1日としています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これをもって、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

井上委員長 それでは、内部協議に入ります。

次回の委員会は、22日の予定ですが、例年どおりですとこの日に執行部との懇親会が開催されます。

皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

〔協議〕

井上委員長 それでは、開催については委員長、副委員長が協議の上、決定し、出席については、各委員の判断としたいと思います。

そのほかに皆さまから何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。